

福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、孤独・孤立対策に取り組む多様な民間団体間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- 二 孤独・孤立対策に関する全県的な普及活動
- 三 孤独・孤立対策に関する課題及び解決策に関する研究活動
- 四 孤独・孤立対策に関する先導的取組・学術研究等の情報共有・相互啓発活動
- 五 その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 プラットフォームは、プラットフォームの目的に賛同し、孤独・孤立対策推進法の理念及び本要綱に賛同する以下の会員をもって組織する。

- 一 孤独・孤立対策に取り組む民間団体
- 二 市町村
- 三 孤独・孤立対策に関する活動(実績)を有する個人

(入会)

第5条 新たにプラットフォームへの入会を希望するものは、別に定める入会申込書(様式第1号)を第13条に規定する幹事会に提出する。

- 2 前項に定める入会希望団体等の入会については、幹事会が別表1の入会要件に基づき適切であるかを判断し、決定する。
- 3 入会后、届け出ている内容に変更が生じた場合は、変更届(様式第2号)を第16条に定める事務局へ提出しなければならない。

(退会)

第6条 プラットフォームを退会しようとする者は、退会届(様式第3号)を幹事会に届け出、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定による会員の退会については、事後に次条に規定する総会に報告をする。
- 3 会員が次の事項のいずれかに該当するときは、幹事会が除名について決定し、総会へ報告しなければならない。
 - 一 1年以上、連絡がとれない場合
 - 二 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
 - 三 会員が解散又は営業を停止したとき
 - 四 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - 五 支援対象者及びその関係者に対し営利活動を行ったとき
 - 六 その他プラットフォームの運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(組織)

第7条 プラットフォームの会員をもって構成する総会を置く。

2 総会に会長を置き、福島県保健福祉部次長（生活福祉担当）をもって充てる。

(総会の機能)

第8条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 プラットフォームの目的を達成するために必要な事項
- 二 要綱の変更
- 三 幹事の選出

(総会の開催)

第9条 通常総会は、毎年度1回開催する。

2 会長が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

3 会長は、会員総数の2割以上の会員から総会の開催を求められた場合、臨時総会を開催しなければならない。

4 議長は会長をもって充てる。

(総会の招集)

第10条 総会は、会長が招集する。

(議案の提案権)

第11条 総会への議案は会長が提案する。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第3項の請求を行った会員は、その総意にかぎり議案を提出することができる。

(幹事の選任)

第12条 幹事は、会員の中から選任する。

(幹事会)

第13条 総会において議決された事項を円滑に進めるために、幹事によって構成する幹事会を置く。

2 幹事会の運営を円滑に進めるために、議長を置くことができる。

3 議長は、幹事会の互選により選任する。

(解任)

第14条 幹事が次のいずれかに該当するときには、幹事会の決定により該当幹事を解任することができる。

- 一 職務の執行に当たれないと認められるとき
- 二 職務上の業務違反、その他幹事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(幹事の任期)

第15条 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 幹事は、辞任又は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(事務局)

第16条 プラットフォームの事務の執行を円滑に行うために福島県保健福祉部社会福祉課に

事務局を置く。

附 則

この要綱は、令和7年1月30日より施行する。

別表1（第5条第2項関係）

1	孤独・孤立対策活動実績	過去3年間に、孤独・孤立対策に資する活動を行った実績があること。
2	孤独・孤立対策活動計画	将来にわたり、孤独・孤立に関する活動を継続して行う計画があること。
3	暴力団等反社会勢力と関係がないこと	孤独・孤立に関する活動又は計画において、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の関与が認められないこと。
4	その他	孤独・孤立に関する活動又は計画において、特定の思想若しくは宗教に係る活動を行う恐れがないこと。 自己の利益追求の活動と認められないこと。等
備考	第4条1項1号に定める民間団体については、1に定める実績が無い場合でも、2に定める活動計画により認めることができる。	